

公立丹南病院経営強化プラン策定支援 業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 公立丹南病院経営強化プラン策定支援業務委託
- (2) 目的および業務内容 別紙「公立丹南病院経営強化プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 3,850,000円以内（消費税等を含む）
- (5) 募集方法 公募型プロポーザル方式

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (4) 鯖江市競争入札参加資格を有していること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (6) プロポーザルへの参加表明書提出時点で、過去1年以内に公共団体から指名停止の措置（指名除外を含む。）を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内に、病床数200床未満の病院において、経営強化プラン策定支援業務の受託実績が2件以上あること。ただし、受託実績については、経営強化プランの受託実績が1件以上あれば、経営改革プラン策定の受託実績を含めても良い。
- (8) 公立丹南病院（以下「当院」という。）のデータ分析を行うことが可能な分析システムを導入していること。

3 実施スケジュール

- (1) 実施の公告（実施要領公表） 令和5年5月16日（火）
- (2) 質問受付期限 令和5年5月22日（月）午後5時まで
（必着）

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (3) 質問回答期限 | 令和5年5月26日(金) |
| (4) 参加表明書受付期限 | 令和5年5月30日(火)午後5時まで
(必着) |
| (5) 提案書等の提出期限 | 令和5年6月13日(火)午後5時まで
(必着) |
| (6) 選定結果の通知・契約締結 | 令和5年6月下旬 |

4 問合せ先および各種書類の提出先

〒916-0021 福井県鯖江市三六町1丁目2番31号
公立丹南病院組合 馬場
TEL : 0778-52-5585 FAX : 0778-52-8563
E-mail : ii-sabae@angel.ocn.ne.jp

5 質問の受付および回答

質問方法は、質問書(様式第10号)により質問内容を電子メールで提出すること。電話または口頭によるものは受け付けない。

(1) 質問期間

公告日の午後1時から令和5年5月22日(月)午後5時まで。

(2) 提出先

「4 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(3) 質問に対する回答

全ての質問の一覧表を作成し、令和5年5月26日(金)午後5時までに公立丹南病院組合(以下「当組合」という。)公式ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本実施要領および仕様書の追加または修正とみなす。

6 プロポーザルへ参加手続等

参加事業者は、次のとおり公募型プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)を提出すること。参加表明書等様式は、当組合ホームページ内からダウンロードすること。

(1) 提出期限

令和5年5月30日(火)午後5時まで(必着)

内容に不備があるものおよび提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出方法 持参または郵送

持参する場合は受付期間のうち平日の午前9時から午後5時まで。

郵送する場合は書留により、締切日時必着。

電子メール等は不可。提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は不可。

(3) 提出先

「4 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

(イ) 宣誓書（様式第2号）

(ウ) 事業者概要書（様式第3号）

(エ) 業務受託実績書（様式第4号）

（契約書の写し等実績を有することの証明書類を添付すること）

(オ) 登記事項全部証明書または登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

(カ) 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書）

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

7 参加資格要件の確認

参加表明書を提出した者の参加資格要件について確認し、参加資格の有無について、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

参加資格を有する者に対し、企画提案書提出依頼通知書（様式第6号）により企画提案書の提出を依頼するものとする。

8 企画提案書等の提出

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月13日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法 持参または郵送

持参する場合は受付期間のうち平日の午前9時から午後5時まで。

郵送する場合は書留により、締切日時必着。

電子メール等は不可。提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は不可。

(3) 提出先

「4 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

(ア) 提案書（様式第7号）

(イ) 実施体制調書（様式第8号）

担当業務を明確にし、記載すること。

備考欄には、予定技術者の過去5年間に従事した病床数200床未満の公立病院経営強化プラン（改革プラン含む）策定等の業務名を記載する

こと。

(ウ) 企画提案書（様式任意）

企画提案書には業務仕様書の各項目について自社の考え、ノウハウ等を記載すること。また、その他独自提案については、事務の効率化、コストの縮減等に関する提案および事業者が提案するサービスがあれば、具体的にその内容を記載すること。

(エ) 業務工程表（様式任意）

(オ) 見積書（様式第9号）

上記、提案内容書等で提案した事項に関する見積書（消費税および地方消費税相当額を含み、税率は10%で算出）を作成すること。また、見積書の内訳書（任意様式）を別途添付すること。

(5) 企画提案書の作成方法

(ア) 提案書（様式第7号）を表紙として、企画提案書（様式任意）A4用紙30ページ以内（表紙および目次は含めない）、実施体制調書（様式第8号）、業務工程表（様式任意）、の順で簡易製本し、正本1部、副本7部を提出すること。また、その他の資料はA4用紙20ページ以内、提出部数は2部とする。

また見積書については、正本1部、副本7部を企画提案書に同冊して提出すること。

(イ) 目次およびページ番号を付し、インデックス等を活用した見やすい製本とする。

(ウ) 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとみなす。

(エ) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差替えおよび再提出は認めない。

(オ) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(カ) 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

(キ) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

9 審査

(1) 審査方法

提案書等の提出書類により審査を行う。

(2) 審査結果

審査結果は、審査会による優先交渉権者および次点交渉権者を決定後、結果通知書（様式第11号）により、令和5年6月23日（金）までに書面にて通知する。

1.0 評価基準

評価項目および配点は次のとおりとする。

	評価項目	評価内容	配点
1	業務実績	同種の業務経験、実績	20
2	業務実施に係る基本方針	業務目的の十分な理解、適正な方針、考え方の明示	15
3	業務スケジュール	工務管理、具体的スケジュールの明示、適切な工程管理による業務履行	5
4	業務実施体制	専門知識・能力があるスタッフの適正配置、業務の確実な履行体制の整備	10
5	業務実施計画	現状と課題の的確な分析、実効性の高い取り組みやプランの企画・立案	30
6	提案見積額	提案金額の経済性	20
合 計			100

1.1 契約の締結

- (1) 契約内容および契約金額は、提案書の内容をもとに、優先交渉権者と協議の上、見積書を徴収し、鯖江市財務規則等の関係法令に基づき委託契約を締結する。
- (2) 選考された事業者が「2 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合および事故等の特別な理由により契約が不可能になった場合は、審査結果が次点の事業者と協議を行う。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

1.2 特記事項

- (1) 公立丹南病院組合情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として提案書類を原則公開することとなる。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な情報は、同条例第7条の規定により非公開とできる場合がある。
- (2) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

1 3 関係様式

様式第1号	公募型プロポーザル参加表明書
様式第2号	宣誓書
様式第3号	事業者概要書
様式第4号	業務受託実績書
様式第5号	プロポーザル参加資格確認結果通知書
様式第6号	企画提案書提出依頼通知書
様式第7号	提案書
様式第8号	実施体制調書
様式第9号	見積書
様式第10号	質問書
様式第11号	結果通知書